# 中核市市長会議 in 旭川

日　時　令和 8 年 10 月 30 日（金）8 時 45 分～10 時
会　場　アートホテル旭川　ボールルーム

**次　　第**

１　開　　会

２　会長挨拶

３　議　　事

（１）令和８年度プロジェクト活動報告について
　ア　持続可能な社会保障制度のあり方検討プロジェクト
　イ　国と地方の役割分担のあり方検討プロジェクト
　ウ　多文化・多様化共生社会の実現に向けた取組検討プロジェクト

（２）中核市市長会　税制改正要請について

（３）中核市市長会提言等の採択について
　ア　持続可能な社会保障制度に関する提言
　イ　国と地方の役割分担のあり方に関する提言
　ウ　多文化・多様化共生社会の実現に向けた取組に関する提言
　エ　令和９年度税制改正に関する要請

（４）中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

（５）指定都市市長会との連携事業について

（６）地方分権改革に関する提案募集について

（７）令和１０年度国の施策及び予算に関する提言について

（８）令和９年度事業計画（案）について

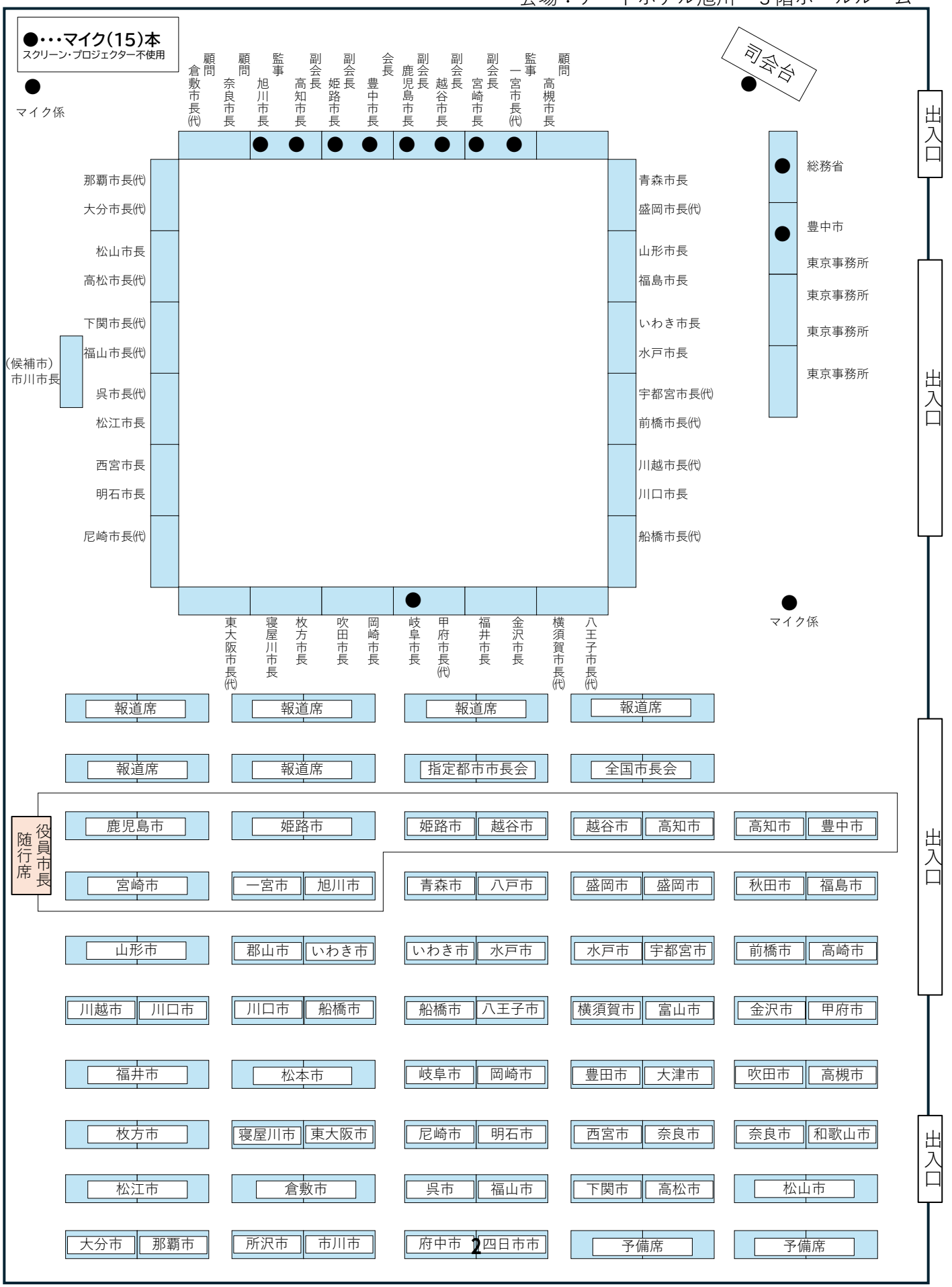
（９）「中核市サミット２０２７in 松本」の開催について

（10）その他

４　閉　　会

# 中核市市長会議in旭川 配席図

日時：令和８年１０月３０日（金）8:45～10:00
会場：アートホテル旭川　３階ボールルーム



# 中核市市長会議in旭川（令和８年１０月３０日）　出席者名簿

| | 役職 | 氏名 |
|---|---|---|
| 旭川市 | 市長 | 今津　寛介 |
| 青森市 | 市長 | 西　秀記 |
| 盛岡市 | 副市長 | 中村　一郎 |
| 山形市 | 市長 | 佐藤　孝弘 |
| 福島市 | 市長 | 馬場　雄基 |
| いわき市 | 市長 | 内田　広之 |
| 水戸市 | 市長 | 高橋　靖 |
| 宇都宮市 | 副市長 | 青木　克之 |
| 前橋市 | 副市長 | 細谷　精一 |
| 川越市 | 副市長 | 西川　洋祐 |
| 川口市 | 市長 | 岡村　ゆり子 |
| 越谷市 | 市長 | 福田　晃 |
| 船橋市 | 副市長 | 林　康夫 |
| 八王子市 | 副市長 | 植原　康浩 |
| 横須賀市 | 市長特別顧問 | 田中　茂 |
| 金沢市 | 市長 | 村山　卓 |
| 福井市 | 市長 | 西行　茂 |
| 甲府市 | 副市長 | 伊藤　昌弘 |
| 岐阜市 | 市長 | 柴橋　正直 |
| 岡崎市 | 市長 | 内田　康宏 |
| 一宮市 | 副市長 | 福井　斉 |
| 豊中市 | 市長 | 長内　繁樹 |
| 吹田市 | 市長 | 後藤　圭二 |
| 高槻市 | 市長 | 濱田　剛史 |
| 枚方市 | 市長 | 伏見　隆 |
| 寝屋川市 | 市長 | 広瀬　慶輔 |
| 東大阪市 | 副市長 | 山本　吉伸 |
| 姫路市 | 市長 | 清元　秀泰 |
| 尼崎市 | 副市長 | 吹野　順次 |
| 明石市 | 市長 | 丸谷　聡子 |
| 西宮市 | 市長 | 石井　登志郎 |
| 奈良市 | 市長 | 仲川　げん |
| 松江市 | 市長 | 上定　昭仁 |
| 倉敷市 | 副市長 | 生水　哲男 |
| 呉市 | 副市長 | 阿原　亨 |
| 福山市 | 副市長 | 小林　巧平 |
| 下関市 | 副市長 | 大井　裕子 |
| 高松市 | 副市長 | 蓮井　博美 |
| 松山市 | 市長 | 野志　克仁 |
| 高知市 | 市長 | 桑名　龍吾 |
| 大分市 | 副市長 | 松田　圭太 |
| 宮崎市 | 市長 | 清山　知憲 |
| 鹿児島市 | 市長 | 下鶴　隆央 |
| 那覇市 | 副市長 | 金城　康也 |

出席者 44 名 （うち市長 26 名）

【議事（１）】

# 持続可能な社会保障制度のあり方検討プロジェクト
# 活動経過及び今後の活動予定

## 1. 研究テーマ及び目的等について

| | |
|---|---|
| 研 究<br>テーマ | 持続可能な社会保障制度のあり方 |
| 目 的 | 中核市市長会において、地方自治体が抱える社会保障制度の課題解消を目指し、国への提言を行う。 |
| 内 容 | 各市における社会保障制度に係る取組みの現状や課題について意見交換を行い、国と地方の負担などの議論を踏まえ、持続可能な社会保障制度に向けた提言をまとめる。 |

## 2. これまでの活動状況

### （1）第1回プロジェクト会議（5月20日）

- 副幹事市の選任
- 活動計画（案）の承認
- 提言素案の方針（案）について意見交換
  （会議に先立ち各構成市の取組事例や課題等を調査）

### （2）第2回プロジェクト会議に向けた活動（6～8月）

- 第1回会議における意見をもとに全中核市へ実態調査
  （救急搬送、医療扶助費、障害福祉サービスに関する取組事例や課題等）
- 提言（素案）の調製

### （3）第2回プロジェクト会議（8月28日）

- 調査結果を踏まえ提言素案の方針（案）について意見交換

### （4）第3回プロジェクト会議に向けた活動（9～10月）

- 第2回会議における意見をもとに提言（素案）を整理
- 提言（素案）への意見照会（構成市）
- 提言（素案）への意見照会をもとに提言（案）の調製
- 重点項目に対する意見集約（構成市）
- 提言（案）について全中核市へ照会

### （5）第3回プロジェクト会議（10月29日）

- プロジェクト会議において、提言（案）について意見交換・承認

## 3. 提言(案)の概要

● 2つの枠組み、計10項目で構成 【◎は重点項目】

**1 財政支援**

（1） 国庫負担の見直し

① 地域生活支援事業の補助基準額の引上げ ◎

② 障害者自立支援給付の国庫負担基準の撤廃 ◎

③ 地域支援事業の交付上限額の廃止 ◎

④ 孤独・孤立対策推進法に基づく相談支援等への財政措置

（2） 全国一律のこども医療費助成制度の創設

（3） 介護支援専門員の確保・定着に向けた研修の負担軽減

**2 社会保障費の抑制**

（1） 医療・福祉サービスの適正化

① 救急医療の適正利用

【各市で取り組むべきこと】

・救急車による搬送であっても軽症の場合は医療機関が選定療養費を徴収可能であることや、軽症搬送者からの選定療養費徴収による救急医療への効果を踏まえ、選定療養費徴収のあり方について医療機関等と議論

【国へ求めること】

・地方公共団体や医療機関に選定療養費徴収の解釈内容の通知文を発出

② 医療扶助の適正化

【各市で取り組むべきこと】

・医療機関からの適切な請求を担保するため、レセプト点検体制を充実

・地方厚生(支)局等との共同指導による効果を参考にし、個別指導の対象選定から指導に至る一連の体制の強化

【国へ求めること】

・レセプト点検体制の強化に向けた財政措置の拡充

・地方厚生局との共同指導の推進や、実施する際の具体的事例の提示等による個別指導体制の強化への協力

③ 障害者自立支援給付等の適正化

【各市で取り組むべきこと】

・外部委託の導入効果のほか、広域展開する事業者等に対する指導結果の共有による指導項目の改善や不正請求判定のノウハウ獲得の成果を踏まえ、運営指導の実施率向上に向けた人的体制の強化とノウハウの蓄積

【国へ求めること】

・運営指導実施率向上に必要な人的体制を整備・維持のための地方交付税措置

・外部委託を活用するための財政支援

・外部委託の活用や広域展開する事業所等の指導結果を共有するなどの地方公共団体が行う好事例を集約・共有できる環境整備

（2） 介護予防施策に関するエビデンスの蓄積・収集

## 4. 今後の活動予定

### （1）中核市市長会議（10月30日）

● 提言（案）の採択

### （2）国への提言活動（11月17日）

【議事（１）】

# 国と地方の役割分担のあり方検討プロジェクト
# 活動報告

## １　研究テーマ及び目的等について

| | |
|---|---|
| 研究テーマ | 人口減少社会におけるナショナルミニマムのあり方の検討 |
| 目的 | ●人口減少社会において、全国民が享受すべき「基本的な行政施策（ナショナルミニマム）」の範囲を明確化する。<br>●自治体の財政力に左右されない「公平なサービス提供の実現」に向けた課題を整理する。<br>●国が実施する政策における「自治体への負担のあり方」を検討し、適切な国と地方の役割分担を提言する。<br>●各中核市の取り組みや課題を共有し、「政策の質の向上」につなげる。 |
| 内容 | 人口減少社会の進展に伴い、自治体間で生じている幼児教育・保育の無償化やこども医療費などのサービス格差、および国が実施する政策における自治体への財政的負担について、調査研究を行い、提言をまとめる。 |

## ２　これまでの活動状況

### （１）第１回プロジェクト会議に向けた活動【４月】

- 活動計画（案）の作成
- 提言（素案）の基礎資料となる事例や課題等についてプロジェクト構成市に照会

### （２）第１回プロジェクト会議【５月２０日】

- 副幹事市の選任
- 活動計画（案）の承認
- ナショナルミニマムの考え方・提言の方針等について意見交換

### （３）第２回プロジェクト会議に向けた活動【６月～８月】

- 第１回会議の資料・意見をもとに課題等を整理・集約
- 提言書作成方針について、プロジェクト構成市へ意見照会
- 提言（素案）の作成・プロジェクト構成市へ意見照会

### （４）第２回プロジェクト会議【８月２８日】

- 意見照会結果を反映した提言（素案）をもとに意見交換、方向性を確認

### （５）第３回プロジェクト会議に向けた活動【９月～１０月】

- 第２回会議の意見をもとに、提言（案）を作成
- 重点項目の選定
  ※上記２点について、プロジェクト構成市へ意見照会
- 提言（案）について全会員市へ照会

### （６）第３回プロジェクト会議【１０月２９日】

- 提言（案）について意見交換、承認

## ３　提言（案）の概要

● ３つの大項目で構成

**１　ナショナルミニマムの範囲の明確化と国・地方の役割分担**

（１）ナショナルミニマムの範囲の明確化【重点】

（２）国と地方の役割分担の整理と安定的な財源確保【重点】

（３）地方分権の理念をふまえた地方公共団体の自立性と地域特性に応じた施策展開の尊重

（４）真の地方創生実現に向けた仕組みへの転換

**２　全国一律の水準が求められる施策への国の関与強化**

（１）こども・子育て・教育分野における全国共通の公平な機会の保障【重点】

（２）医療・福祉分野における全国共通の質の高い提供体制の確保に向けた関与

（３）国民生活基盤を支えるその他の基礎的な制度・政策への関与

**３　国策の明確な責任と政策決定プロセスの透明化**

（１）国が主導する政策に対する明確な責任と一貫性の確保

（２）国の政策決定プロセスの透明化

## ４　今後の活動予定

**（１）中核市市長会議【１０月３０日】**

● 提言(案)の採択

**（２）国への提言活動【１１月１７日】**

**【議事（１）】**

## 多文化・多様化共生社会の実現に向けた取組検討プロジェクト

活動経過及び今後の活動予定

１．研究テーマ及び目的等について

| | |
|---|---|
| 研究テーマ | 国籍や性のあり方に関わらず誰もが尊重される共生社会の実現に向けた取組の検討 |
| 目的 | 近年、全国的に外国人住民が増加しており、生産年齢人口の減少や地域の担い手の不足等の課題解決に向けて期待と重要性が高まっている一方で、文化や価値観の違い、相互の理解不足等による社会の分断や対立が懸念される中、自治体の立場としては、外国人を単なる「労働者」ではなく、日本人と同様の「生活者」、「地域住民」として受け入れる必要があると同時に、国が責任を持って制度整備を進めることが求められる。また、SDGsの17の目標にも定められている「ジェンダー平等の実現」に向けて、2023年６月の理解増進法公布・施行も踏まえ、近年、性の多様性についての理解増進・啓発及び性的マイノリティの方々への支援に対する行政の取組の重要性が増してきている。こうした背景を踏まえ、本プロジェクトでは、外国人や性的マイノリティの方々など、誰もがそれぞれの地域において安心して自分らしく暮らせる多文化・多様化共生社会の実現を目指し、中核市間で課題の共有や施策の検討を行い、国への提言を行うことを目的とする。 |
| 内容 | (1)　外国人住民との共生に関する施策検討・提言<br>(2)　性の多様性についての理解増進・啓発及び性的マイノリティの方々への支援に関する施策検討・提言 |

２.これまでの活動状況

(1)第１回プロジェクト会議（５月20日）

●活動計画（案）の承認

●各市からの回答をもとに意見交換

(2)第２回プロジェクト会議に向けた準備（６～８月）

●第１回プロジェクト会議の資料、意見をもとに、課題等の整理、集約

●提言（素案）の作成

(3)第２回プロジェクト会議（８月28日）

●提言（素案）を基に意見交換、提言の方向性を確認

(4)第３回プロジェクト会議に向けた準備（９～10月）

●第２回プロジェクト会議の意見等をもとに提言（案）を作成

(5)多文化共生に係る勉強会（10月23日）

●最新の国の動向等に関する勉強会を実施（総務省）

(6)第３回プロジェクト会議（10月29日）

●提言案について意見交換、承認

3.提言（案）の概要

●「多文化共生」及び「多様化共生」に関する内容について、以下の通り提言。

１ 多文化共生に関する施策・支援

① 地域日本語教育の安定的・持続的実施に向けた恒久的財源の確保

② 専門人材の確保・育成と広域的な支援体制の構築

③ 多言語・多媒体による情報発信基盤の整備

④ 日本人住民・外国人住民双方の相互理解促進などの徹底

⑤ 外国人受入環境整備交付金等の拡充と柔軟な運用

⑥ 多文化共生施策の基本法の制定、役割分担の明確化及び統計データ等の整備

２ 多様化共生に関する施策・支援

① パートナーシップ制度の全国共通化と生活面での不利益解消に向けた総合的施策の充実

② 理解増進法に基づく基本計画の実効性確保と専門相談・医療体制の整備支援

③ 市民・企業向けの理解促進・正確な情報発信・調査の実施

④ 学校教育におけるジェンダー教育の推進と環境整備への支援

4.今後の活動予定

(1)中核市市長会議（10月30日）

●提言案の承認

(2)国への提言活動（11 月 17 日）

【議事（２)】

# 税制改正要請について

## １　「令和９年度税制改正に関する要請」の作成過程について

| | |
|---|---|
| 要請事項募集 | ・６月４日から６月２５日を募集期間とし、要請事項を会員市から募集 |
| 草案作成 | ・７月に同種の要請事項の確認・整理、一覧作成<br>・８月に要請事項の絞り込み、草案を作成<br>・９月８日から９月１６日を確認期間とし、草案に対する意見を会員市から募集 |
| 原案作成 | ・草案に対する会員市からの意見をとりまとめ、意見の反映等について検討<br>・１０月１４日に会員市へ原案を提示し、最終調整 |

## ２　「令和９年度税制改正に関する要請（案)」について

※「令和９年度税制改正に関する要請（案)」（別冊資料参照）

## ３　今後の予定

| | |
|---|---|
| １０月３０日（本日） | 中核市市長会議に提案 |
| １１月１７日（予定） | 政党・政府関係機関への要請活動を実施 |

【議事（４）】

# 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

## １　会員加入状況

（令和８年１０月１５日現在）

| 政党名 | 衆議院議員 | 参議院議員 | 合　計 |
|---|---|---|---|
| 自由民主党 | ８２ | ５７ | １３９ |
| 日本維新の会 | １６ | ２ | １８ |
| 立憲民主党 | ０ | ２１ | ２１ |
| 公明党 | ９ | １１ | ２０ |
| 国民民主党 | ８ | ９ | １７ |
| 民主改革の会 | ６ | ０ | ６ |
| 参政党 | ３ | １ | ４ |
| 中道改革連合 | １ | ０ | １ |
| 日本共産党 | ０ | １ | １ |
| 無所属 | １ | ５ | ６ |
| **合　計** | **１２６** | **１０７** | **２３３** |

## ２　世話役議員

（敬称略）

| 政党名 | 役職 | | 議員名 |
|---|---|---|---|
| 自由民主党 | 会　長 | | 船　田　　元　＜衆　栃木１区＞ |
| | 副会長 | | 寺　田　　稔　＜衆　比例中国＞ |
| | 幹　事 | 衆議院 | 加　藤　勝　信　＜衆　岡山３区＞ |
| | | 参議院 | 山　本　順　三　＜参　愛媛県＞ |
| | 副幹事 | | 江　島　　潔　＜参　山口県＞ |
| | | | 古　賀　友一郎　＜参　長崎県＞ |
| 日本維新の会 | 幹　事 | | うるま　譲　司　＜衆　大阪８区＞ |
| 立憲民主党 | 幹　事 | | 吉　田　忠　智　＜参　大分県＞ |
| 公明党 | 幹　事 | 衆議院 | 角　田　秀　穂　＜衆　比例南関東＞ |
| | | 参議院 | 西　田　実　仁　＜参　埼玉県＞ |
| | 副幹事 | | 谷　合　正　明　＜参　比例＞ |
| 国民民主党 | 幹　事 | | 玉　木　雄一郎　＜衆　香川２区＞ |

## ３　会員勉強会の開催

中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会を開催

日　時：令和８年１１月１８日（水）１１時５０分～１２時５０分

会　場：衆議院議員第一議員会館

出席者：国会議員の会会員議員、中核市市長会会員市長

内　容：中核市市長会の活動報告、意見交換

【議事（５）】

# 指定都市市長会との連携事業について

## １ 共同提言（11月13日実施予定）

「国の施策及び予算に関する指定都市市長会・中核市市長会共同提言」

| 項　目 | 令和8年度提言の構成 |
|---|---|
| 重点項目 | ①こども・子育て政策の充実<br>②災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等 |
| 通常項目 | ③デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組の推進<br>④脱炭素社会の実現<br>⑤地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大<br>⑥物価高への対応に要する財政措置等<br>⑦地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正<br>⑧二市長会との定期的な協議の場の設置<br>⑨地方制度改革・地方分権の一層の推進<br>⑩地方税財政制度の再構築 |

**【提言先】**

子ども家庭庁、文部科学省、国土交通省

**【参加者】**

指定都市市長会　　担当：新潟市

中核市市長会　　会長：豊中市、 担当：一宮市

## ２ 職員勉強会について

以下の案で計画中

日　時：　令和9年1月29日（金）

場　所：　横須賀市

テーマ：　AIの活用について

**【議事（６）】**

## 地方分権改革に関する提案募集への対応について

「令和8年　地方分権改革に関する提案募集」への中核市市長会としての対応については、書面協議と内閣府との事前調整により、「重点募集テーマ（事務処理方法の見直し、デジタル化）」に関する計7件を選定し、内閣府に提案した。

本会提案に対する関係府省庁からの回答状況及び今後のスケジュールについて報告するものである。

### 1 内閣府の対応方針について

6月3日に開催された「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」において、表1のとおり、**本会提案7件のうち6件が「内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案」に区分された。**

※「執務時間外の死亡届に係る事務手続きの見直し」は、前回提案（R2）から新たな支障事例がないとして、対応対象外となった。

（表1）本会提案に対する内閣府対応方針

| 提案案件 | | 重点テーマ | 対応方針区分 |
|---|---|---|---|
| ① | 国民健康保険税に係る年金特別徴収の更なる安定的運用に向けた検討 | デジタル化 | 内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案 |
| ② | 障害福祉分野における診断書等添付書類の真正性確認に関する国の取扱いの明確化 | 事務処理方法の見直し | |
| ③ | 住宅用家屋証明交付事務に関する運用の見直し | 事務処理方法の見直し | |
| ④ | 所得税等軽減のための市区町村発行証明の廃止 | 事務処理方法の見直し | |
| ⑤ | 戸籍事務における届出人、証人等の確認のための住基ネット利用範囲拡大 | 事務処理方法の見直し、デジタル化 | |
| ⑥ | 不動産登記申請及び自動車登録申請における書面申請の場合に申請書への押印及び印鑑登録証明書の添付を不要とすること | 事務処理方法の見直し | |

※なお、6月3日の上記会議においては、本会が提案した「所得税等軽減のための市区町村発行証明の廃止」を重点事項とすることも決定され、対応方針の閣議決定に向け、内閣府と関係府省庁で検討されることとなった。

### 2 関係府省庁からの回答への対応状況について

6月18日に内閣府を通じて提案に対する関係府省庁からの第1次回答が公表されたことを受け、会員市に意見照会を行い、「第1次回答に対する本会の見解」を7月17日に内閣府へ提出した。

これらを受け、内閣府では、「提案に対する関係府省庁への再検討要請」を行い、9月18日に再検討要請に対する関係府省庁からの第2次回答が公表された。

### 3 関係府省庁からの回答及び本会の見解について

関係府省庁からの第1次回答、第1次回答に対する本会の見解及び第2次回答は次のとおりである。

提案①

**国民健康保険税に係る年金特別徴収の更なる安定的運用に向けた検討**

**求める措置の具体的内容（提案市：前橋市）**

国民健康保険税の特別徴収制度に係る現行の法令について、持続的及び安定的な運用並びに制度趣旨との整合性を図るため、所要の整備をすること。例えば、特別徴収から除かれる対象者について、地方税法第706条第2項及び地方税法施行令第56条の89の2第3項に規定する「政令で定める世帯主」に該当する条件「老齢等年金給付の年額」について、一つの老齢等年金給付に限らないこと、厚生年金に一定期間加入していた者は、老齢厚生年金等を含めること等被保険者が実際に受給する年金受給額との実態に即した法的根拠の整備を求める。

**総務省及び厚生労働省からの第1次回答**

ご提案については、管理番号R7-151の分権提案（後期高齢者医療保険料の特別徴収において複数の年金合算額から徴収可能とすること）と同様に、行政機関間の情報連携基盤（以下「公共サービスメッシュ」という。）の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について検討していくこととしたい。

**本会の見解**

第1次回答は、管理番号R7-151の分権提案の対応方針と同様に公共サービスメッシュの整備を前提とし、特別徴収事務改善に向けて令和10年度を目途に検討していく方向性を踏襲された内容である。しかし、現行制度における「2分の1判定」により、対象者の実際の年金受給額と乖離した特別徴収停止に係る事務負担や、納税者への説明に苦慮する事例が多数生じている。本判定による特別徴収停止は、主に保険税増額に起因するものであるが、子ども子育て支援金の増額のみならず、数年ごとに税率改正による増額改定も余儀なくされている実情にあることから、運用上の課題は喫緊のものである。そのため、公共サービスメッシュの本格的な運用開始までの間においても、例えば、通知による運用改善等、現行制度の枠内で実施可能な暫定的措置について検討し、早期に現場負担の軽減を図るべきである。その上で、公共サービスメッシュの活用により本提案が実現可能であるか否か、情報連携によりどのような対応が可能となるのかを明確にするとともに、検討スケジュールについても可能な限り具体的に示されたい。さらに、検討に当たっては、実務を担う市町村の実情を十分に踏まえ、現場の課題解決及び納税者の理解に資する制度設計とすることを強く求めるものである。

**総務省及び厚生労働省からの第2次回答**

今回のご提案は、類似している管理番号R7-151の分権提案（後期高齢者医療保険料の特別徴収において複数の年金合算額から徴収可能とすること）と併せて検討・対応することが想定されるが、R7-151への対応は令和7年12月の閣議決定において、第1次回答の方針で整理されている。
特別徴収に係る分権提案は他にも複数あることから「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）において令和11年度を目途に整備するとされている公共サービスメッシュの整備後に一括対応を検討しているところ。仮にR7-151のみ暫定的な措置を行うこととした場合、各年金保険者や各市区町村等において多段階のシステム改修による負担が生じうることから、関係機関の理解を得ることが困難であると想定される。

こうした状況に鑑み、暫定的な措置を行うことは困難であることから、引き続き公共サービスメッシュの活用による対応を検討してまいりたい。

提案②

**障害福祉分野における診断書等添付書類の真正性確認に関する国の取扱いの明確化**

**求める措置の具体的内容（提案市：姫路市）**

障害福祉手続での診断書等 PDF 添付運用について、真正性確認の基準と複数の確認手段を明確化するよう通知・要領を改定することを求める。具体的内容は次のとおり。①電子署名、医療機関認証、照会システム、原本確認の考え方を例示し、自治体が地域実情に応じて選択できる枠組みにすること　②PDF 運用時の確認責任範囲と標準的確認フロー（疑義時の医療機関照会要否、追加提出範囲、真偽基準の例示）を示すこと　③医療機関から自治体への電子直接提出や既存医療・介護情報連携基盤の活用・拡張を標準的実装手段として提示すること

**厚生労働省からの第1次回答**

ご指摘の「「規制改革実施計画」等を踏まえた行政手続のオンライン化の実現に向けた対応について」（令和7年12月26日障企発1226第1号・障障発1226第1号・障精発1226第2号）は、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、各省庁において行政手続のオンライン化を対応するための統一的な対応として、医師の診断書・意見書（以下「診断書等」という。）の提出を求める手続のうち、国の通知等により診断書等に医師の署名・押印を求めていない手続について、申請者等の負担軽減や行政手続の簡素化の観点から、オンライン手続により申請等を実施する場合は、診断書等を明瞭にスキャンして作成したPDF等の電子ファイルを添付することによる提出を可能とする旨を通知したものである。原本確認の方法については、他の手続の状況も踏まえ、今後お示しすることを検討してまいりたい。診断書等については、医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）において、電子的な提出を実現し、提出可能な文書を拡大していく方向が示されており、こうした方向性を踏まえ、障害福祉分野における診断書等についても、どのような対応が考えられるか検討してまいりたい。

**本会の見解**

原本確認の方法及び障害福祉分野における診断書等の電子的な提出について、今後対応を検討する旨が示された点は評価する。一方で、その具体的な時期が明示されておらず、方法が示されるまでの間、診断書・意見書を要する手続のオンライン化に踏み切ることが困難な状況が続くこととなる。可能な限り速やかに具体的な考え方・方法を提示されたい。その際、オンライン化によるメリットを十分に享受できるよう、電子署名等のデジタル技術を用いて簡便に真正性を確認できる手法を提示されたい。現行の通知は電子ファイルによる提出を認めるものにとどまり、真正性を担保する方法や基準が示されていないため、改ざん等のリスクを払拭できず、オンライン化を躊躇せざるを得ない

一因となっている。また、真正性を確認するフローやシステムを各自治体が個別に整備することとなれば、整備コストや事務負担が全国規模で増大するほか、自治体ごとに提出ルールやシステムが異なり、複数の自治体に書類を提出する医療機関等にも混乱が生じるおそれがある。真正性の確認方法は各自治体の判断に委ねるのではなく、国において考え方や確認方法例を示すとともに、医療機関等に対しても広く周知されたい。あわせて、介護情報基盤においては、医療機関等から自治体へ診断書等を電子的に直接提出できる仕組みが整備されている。障害福祉分野についても、同様の仕組みの整備又は同基盤への障害福祉領域の拡充を検討されたい。その際、自治体からの照会や疑義の解消等を含め、双方向のやり取りが可能な全国統一的なネットワークとして整備することで、真正性の確認自体も当該仕組みの中で完結でき、自治体、医療機関及び障害福祉事業所等の事務負担の軽減に資すると考えられる。

（追加共同提案団体からの見解：西宮市）

身体障害者手帳申請のオンライン化を進めるにあたって、診断書等のPDFの真正性の確保は重要事項である。各自治体での判断とのことだが、判断の基準などが、各自治体でばらつきがあると、他自治体の医師が記載した診断書について、その都度、各自治体へ問い合わせをし、確認するなど、労力が大きい。国から標準的確認フローを示していただくことにより、ある程度統一した取り扱いとなることから、問い合わせなどの事務負担が減ると思われるため、国の取り扱いの明確化が必要と考える。

**厚生労働省からの第2次回答**

ご指摘の「「規制改革実施計画」等を踏まえた行政手続のオンライン化の実現に向けた対応について」（令和7年12月26日障企発1226第1号・障障発1226第1号・障精発1226第2号）は、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえ、各省庁において行政手続のオンライン化を対応するための統一的な対応として、医師の診断書・意見書（以下「診断書等」という。）の提出を求める手続のうち、国の通知等により診断書等に医師の署名・押印を求めていない手続について、申請者等の負担軽減や行政手続の簡素化の観点から、オンライン手続により申請等を実施する場合は、診断書等を明瞭にスキャンして作成したPDF等の電子ファイルを添付することによる提出を可能とする旨を通知したものである。原本確認の方法については、他の手続の状況も踏まえ、今後早期にお示しすることを検討してまいりたい。

診断書等については、医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）において、電子的な提出を実現し、提出可能な文書を拡大していく方向が示されており、また、令和7年の地方からの提案等に関する対応方針においても、診断書等のオンラインによる提出について検討し、結論を得る旨が示されており、こうした方向性を踏まえ、障害福祉分野においてどのような対応が考えられるか検討してまいりたい。

提案③

**住宅用家屋証明交付事務に関する運用の見直し**

**求める措置の具体的内容（提案市：下関市）**

住宅用家屋証明の発行に際して生じる疑義について、国に一本化した窓口を設け、市区町村からの問合せに対応いただきたい。

**国土交通省からの第1次回答**

市町村長による証明の方法については、「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」（昭和59年建設省住民発32号）等においてお示ししているところであるが、各自治体の判断に資するよう、これまでに寄せられた照会内容を踏まえつつ、Q&Aをホームページに公開するなど、負担軽減の方策を今後検討してまいりたい。

**本会の見解**

住宅用家屋証明の発行事務は、自治体ごとに判断が異なることで申請者から苦情が寄せられる等、自治体に事務負担を生じさせている。申請者からの住宅用家屋証明発行に関する問い合わせは、即日判断を求められることが極めて多い。「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」（昭和59年建設省住民発32号）等で確認できない未掲載類型が存在し、特に、即日交付を強く求められた場合は、現場対応に苦慮しているところである。Q&Aのホームページ公開だけでは未掲載類型が発生した際の判断が困難となる可能性もあることから、当該Q&Aの公開に加え、市区町村からの問合せに迅速に対応する一元的相談窓口の設置を行い、当該発行事務の負担軽減に向けた対応を求める。

**国土交通省からの第2次回答**

「住宅用家屋証明交付事務」に係る各自治体からの問合せに対しては、国土交通省において回答しているところであり、引き続き、丁寧に回答を行ってまいりたい。

提案④

**所得税等軽減のための市区町村発行証明の廃止**

**求める措置の具体的内容（提案市：下関市）**

所得税等軽減のための以下の市区町村発行証明の廃止
①住宅用家屋証明書
②住宅耐震改修証明書

**総務省、財務省及び国土交通省からの第1次回答**

①長期優良住宅や低炭素住宅の認定申請は着工前に行う必要があり、認定通知書は、認定された計画通りに住宅が建てられたかどうかを証明するものではない。このため、認定住宅等新築等特別税額控除においては、控除を受けようとする住宅が、認定された計画に沿って建てられたことを住宅用家屋証明書で確認する必要がある。その上で、住宅用家屋証明書は、認定住宅の登録免許税の軽減措置を受けようとする際にも提出する書類であることから、新築等特別税額控除を受けようとする場合には、登録免許税の軽減措置のために取得したものを活用することを見込んでおり、原本の再発行を避けるために写しの提出も認めている。適切な保管がなされていないことにより、所管行政庁に対して住宅用家屋証明書の再発行が依頼される事態に対しては、対応を検討してまいる。

②住宅耐震改修証明書の発行については、発行主体である自治体の裁量に委ねられている。耐震改修の補助を行った住宅に対してのみ住宅耐震改修証明書を発行している自治体もあるほか、増改築等工事証明書による証明の場合は申請者に一定の費用負担が生じることも踏まえると、一律に自治体の証明事務を廃止することは適当ではないと考える。

**本会の見解**

①昭和59年5月22日付建設省通知（「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」）では、長期優良住宅の家屋証明に「認定通知書の原本」を用いるとされており、ほとんどの自治体は現地調査なしの書面審査で認定通知書により判断しており、当該住宅が「認定された計画に沿って建てられたこと」の審査まで行っている認識はない。「認定計画に沿って建てられたこと」の確認手段として住宅用家屋証明を位置づけるならば、確認方法や納税者に追加提出を求める合理性を明確にしていただきたい。また、登録免許税軽減のために取得した証明の活用を見込むとのことだが、実際には趣旨から逸脱した再発行事例が生じており、申請者・自治体双方への過度な負担を避けるため、税申告の添付書類の見直しと税務署への周知を求める。

②国のホームページでは「自治体の長が発行できます」とのみ記載されており、発行しない自治体があることが読み取れず、申請者の誤解や窓口混乱を招きかねないため、発行の有無・要件が自治

体により異なることを国の制度案内に明記するよう求める。税負担軽減の根拠となる証明は、内容を把握できる主体（工事設計を行った建築士等）が責任をもって発行すべきであり、情報・専門性が必ずしも担保されない市町村を“証明機関化”する制度設計は、適正課税の観点からも適当ではない。

**総務省、財務省及び国土交通省からの第2次回答**

①認定住宅に係る投資型減税と登録免許税の軽減措置は、認定住宅の普及促進を図るための一体的な措置として講じているものであり、投資型減税において住宅用家屋証明書の写しの提出を認めているのも、その趣旨を踏まえた取扱いである。また、住宅用家屋証明書を含む税制上の特例措置に係る証明書については、申請者において適切に保管されることを前提としている。一方で、住宅用家屋証明書の再発行が依頼されることにより地方公共団体の事務負担が生じている事態に対しては、税務当局や日本司法書士会連合会とも連携のうえ、納税者に対して住宅用家屋証明書等の適切な保管について改めて周知してまいる。

②住宅耐震改修証明書の発行可否については、既に国土交通省ホームページにおいて、「地方公共団体によっては、その地方公共団体が実施する補助事業を利用したときのみ、発行を受け付けている場合があります。」と案内しているところであるが、改めて住宅耐震改修証明書の発行可否が地方公共団体の裁量に委ねられている旨を通知において周知する。

**提案⑤**

**戸籍事務における届出人、証人等の確認のための住基ネット利用範囲拡大**

**求める措置の具体的内容（提案市：宮崎市）**

1. 住民基本台帳法別表への戸籍届書の届出人、証人等の本人確認事務の追加

令和4年12月5日付総務省自治行政局住民制度課長通知により、本籍地市町村が戸籍に関する届書等に記載された氏名、住所等を確認する事務は、住民基本台帳法第30条の10第1項第3号（現行の同項第4号）又は第30条の12第1項第3号（現行の同項第4号）に規定する「住民基本台帳に関する事務」に該当するという見解が示された。しかし、戸籍届書の届出人、証人等については、本籍地市町村から住所地市町村へ電話照会が行われているため、届出人、証人等について、住基ネットによる確認を認めるよう住民基本台帳法に法的根拠を創設するよう求める。

2. 事務のデジタル化による電話照会慣行の禁止

戸籍事務において、他自治体が保有する情報を確認する必要がある場合、住基ネットにより確認可能な情報については、電話による照会・回答を原則として禁止し、新設される住民基本台帳法上の根拠に基づくシステム照会を標準的な事務手続とすること。

**総務省及び法務省からの第1次回答**

届出人の住所については、戸籍法第29条第3号において届書に記載することとされており、婚姻等の届出の証人の住所については、同法第33条において記載をすることとされている。そのため、市区町村においては、届書の正確性を担保するため、電話照会により、住所が一致するかを確認している実態があることは承知している。今回の提案を踏まえ、市区町村の実情を調査した上で、住民基本台帳法別表に戸籍事務を追加することを含め検討してまいりたい。

**本会の見解**

市区町村の実情を調査した上で、住民基本台帳法別表に戸籍事務を追加することを含め検討するとの回答は、前向きな対応として評価できる。着実な導入に向けて、実情調査の実施時期や法改正の見通しなど、具体的なスケジュールの提示を求める。また、制度改正後は、本籍地市区町村が住基ネットによるシステム照会を確実に実施し、従来の電話照会慣行が速やかに解消されるよう、関係府省庁（総務省・法務省）から明確な通知等を発出することを求める。

**総務省及び法務省からの第2次回答**

戸籍届出の届出人等の住所により、管轄の判断（戸籍法第25条）や届出受理の通知（戸籍法第27条の2第2項）等の事務を行うほか、届書の写し自体が公証に用いられる場合（戸籍法第48条第2項）もあることから、住所の正確性を確認する必要があるところ、確認の具体的な方法については市区町村長の裁量に委ねられているところである。

この点について、住基法の改正に係る立法事実を確認するためにも、現場の実情を調査する必要があると考えられることから、本年度中に住基法の改正の要否について結論を得ることを予定している。

**提案⑥**

**不動産登記申請及び自動車登録申請における書面申請の場合に申請書への押印及び印鑑登録証明書の添付を不要とすること**

**求める措置の具体的内容（提案市：宮崎市）**

実印の押印及び印鑑証明書の添付を義務付けている不動産登記令及び自動車登録令を改正し、申請書への押印及び印鑑に関する証明書の添付を不要とすることを求める。

**法務省及び国土交通省からの第1次回答**

【法務省】

不動産登記の申請においては、不動産の権利の得喪等に係る重要な手続について、書面申請がされた場合には、実印の押印と印鑑証明書の提出を求めている。オンライン申請の場合は、電子署名及び電子証明書の添付を求めることとしており、既に提案事項による対応を実現している。書面申請の場合であっても、実印の押印及び印鑑証明書の提出に代わる方法として、例えばマイナンバーカードの写しの提出を求めることとした場合、本人が文書の記載内容を認めたとは言えず、なりすましや不実の登記が発生し、国民が甚大な不利益を受けるおそれがあることから、書面申請の場合にまで、実印の押印及び印鑑証明書の添付を廃止することは困難である。

【国土交通省】

自動車の登録は、所有権を公証する目的で行っていることから、所有者本人の真正な意思に基づくものであることを確認するため、印鑑登録証明書の提出及び申請書に押印した実印の確認により厳格な意思確認を行っている。オンライン申請の場合は、マイナンバーカードの電子署名機能により実印の押印及び印鑑証明書の提出を不要としており、既に提案事項による対応を実現している。窓口申請（本人申請）においても、令和10年1月より、受付機へのマイナンバーカードの提示により、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出を不要とするよう検討を進めているところである。

**本会の見解**

【法務省に対する見解】

オンライン申請における現行措置に異論はない。一方、書面申請に関し、本提案が求めるのはカード写しの提出ではなく、国土交通省の対応と同様に窓口でのマイナンバーカード提示（ICチップ読み取り等）により、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出を不要とする代替手段である。これにより確実な本人確認が可能となり、なりすまし等のリスクは回避できる。高齢者等への配慮で書面申請を継続するとしても、オンライン申請の積極的な周知等により、手続きで印鑑証明書の提出を必要とする機会そのものを減少させる抜本的な取組を、関係府省間で連携して進めることを期待する。

【国土交通省に対する見解】

令和10年1月からの不要化検討は、提案の趣旨に沿った前向きな対応として評価できる。この方向性に異論はなく、着実な導入に向けて現在の検討状況や詳細なスケジュールの提示を求める。

**法務省及び国土交通省からの第2次回答**

【法務省】

不動産は重要な資産であり、その取引の安全と円滑を図る必要がある。そのため、不動産登記申請においては、①申請情報の全体が当事者の意思に基づいて作成されたものであることを登記所において確実に確認する必要がある。加えて、②全国の登記所に提出される大量の不動産登記申請を遅滞なく円滑に処理するためには、効率的かつ画一的に処理を行う必要がある。さらに、③その重要性から不動産登記をめぐる裁判も多くあるところ、将来の紛争に備えて証拠価値の高い資料となる登記申請書や添付書面を保存する必要がある。不動産登記の書面申請において①から③までの必要性をいずれも満たすことができるのは、申請書への実印の押印及び印鑑証明書の提出のみであり、窓口出頭の場合を含め、これをマイナンバーカードの提示に代えることについては、慎重な検討が必要である。

他方で、オンライン申請であれば、電子署名及び電子証明書の添付により、①から③までの必要性をいずれも満たすことができるとともに、これを推進することで、印鑑証明書の発行事務の負担軽減にも繋がると考えられる。

法務省では、オンライン申請者の利便性の向上のため、これまでは、不動産登記の申請をオンラインで行うためのシステムである「登記・供託オンライン申請システム」について、利用可能時間が午前8時30分から午後9時までであったところ、本年8月3日から平日の利用時間を午後11時まで拡大することとしたほか、土日祝日についても同システムを午前8時30分から午後6時まで利用可能とするシステム改修を行ったところである。

引き続き、オンライン申請の利用拡大に向けた取組を進め、印鑑証明書の提出を必要とする機会の減少についても配慮してまいりたい。

【国土交通省】

窓口申請（本人申請）において、受付機へのマイナンバーカードの提示により、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出を不要とする取組については、既に必要なシステム改修に着手しており、令和10年1月に導入予定である。

## 4 全体スケジュール及び本会の対応状況について

地方分権改革に関する提案募集に係る全体スケジュール及び本会の対応状況は表2のとおりである。引き続き、内閣府と調整を行いながら、随時対応することとしている。

(表2)全体スケジュール及び本会の対応状況

| 時期 | | 国(内閣府)対応 | 本会対応 |
|---|---|---|---|
| 1月 | 下旬 | | |
| 2月 | 上旬 | 提案募集の方針決定(有識者会議)(2/2) | |
| | 中旬 | 事前相談期間<br>(2/2～3/27) | 提案案件の意向調査<br>(会員市へ 2/5～2/27) |
| | 下旬 | 募集期間<br>(2/2～4/21) | |
| 3月 | 上旬 | | 提案可否の意向調査<br>(会員市へ 3/9～3/19) |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | |
| 4月 | 上旬 | | 書面協議(会員市へ 3/31～4/10) |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | 提案提出(4/21) |
| 5月 | 上旬 | 追加共同提案等の募集 | |
| | 中旬 | | 総会にて提案提出について報告(5/20) |
| | 下旬 | | |
| 6月 | 上旬 | 重点事項の決定(有識者会議)(6/3) | |
| | 中旬 | 関係府省庁への<br>検討要請 | ・全国市長会「中核市に関係する提案事項」<br>に係る意見照会回答(7/1)<br><br>・関係府省庁からの第1次回答に対する<br>本会見解提出(7/17) |
| | 下旬 | 関係府省庁からの<br>第1次回答 | |
| 7月 | 上旬 | 関係府省庁からの<br>第1次ヒアリング | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | ヒアリング状況等報告(有識者会議) | |
| 8月 | 上旬 | 関係府省庁への再検討要請(8/5) | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | 市長会議にて状況報告(8/28) |
| 9月 | 上旬 | | |
| | 中旬 | 関係府省庁からの第2次回答 | |
| | 下旬 | 関係府省庁からの第2次ヒアリング | 検討案件になった場合、適宜対応<br>(提案市・担当市) |
| 10月 | 上旬 | | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | 市長会議にて状況報告(10/30) |
| 11月 | 上旬 | | |
| | 中旬 | 対応方針案の了承(有識者会議) | |
| | 下旬 | | |
| 12月 | 上旬 | | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | 対応方針の決定(推進本部・閣議) | |

**【議事（7)】**

# 「令和１０年度国の施策及び予算に関する提言」について

## 1　実施予定日　令和９年５月２５日（火）（総会で提言案の承認を得た後）

## 2　実施体制

| 担当市 | 担当分野 |
|---|---|
| 岐阜市 | 代表市(取りまとめ) |
| 八尾市 | 2.こども･子育て関連 |
| 松本市 | 3.教育関連 |
| 豊橋市 | 4.福祉関連 |
| 山形市 | 5.保険･医療関連、 6.環境、保健衛生関連 |
| 倉敷市 | 副代表市(取りまとめ) |
| 尼崎市 | 1.行財政関連 |
| 青森市 | 7.都市整備関連 |
| 越谷市 | 8.防災･消防関連 |
| 那覇市 | 9.経済･雇用関連、 10.情報化施策･その他 |
| 福島市 | 11.東日本大震災関係、 12.原子力発電所事故関係 |

## 3　実施スケジュール

| 時期 | 内容 |
|---|---|
| １０月 | **第1回提言検討会議**(10月1日@旭川市)<br>新規提言項目案の募集(10月上旬･全会員市) |
| １１月 | 継続提言項目案・新規提言項目案に関する**重要度アンケートの実施**<br>（11 月中旬～12 月上旬・全会員市） |
| １２月 | 提言項目案の選定 |
| 令和９年１月 | **第 2 回提言検討会議**(1 月下旬・Web)**【提言項目案の決定】** |
| 令和９年２月～４月 | 原稿作成→原稿確認（全会員市） |
| 令和９年５月 | **第 3 回提言検討会議**(5 月上旬・Web)**【提言案の確定】** |
| 令和９年５月２５日 | **提言活動**（総会で提言案の承認を得た後） |
| 令和９年６月 | 振り返りアンケート、次年度提言作成方針の策定 |

【議事（８）】

# 令和９年度 事業計画（案）について

## １　市長出席行事

（１）中核市市長会議

・中核市市長会総会　【5 月 25 日（火）】

・中核市市長会議　【8 月】

・中核市市長会議 in 松本　【松本市 10 月 22 日（金）】

（２）プロジェクト会議　【3 回程度開催（総会・市長会議の同日又は前日）】

（３）中核市サミット 2027in 松本　【松本市　10 月 21 日（木）】

（４）総務大臣と中核市市長との懇談会　【8 月（市長会議同日）】＜役員市・発言市等＞

（５）中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会

・世話役議員と役員市長との懇談会【8 月（市長会議同日）】＜役員市・担当市＞

・会員勉強会　【11 月】

（６）役員市長会議　【4 回程度開催（総会・市長会議同日又は前日、令和 10 年 1 月）】＜役員市＞

（７）国及び関係機関に対する提言等 ＜役員市、担当市＞

・国の施策及び予算に関する提言　【5 月 25 日（火）】

・プロジェクト提言　【11 月】

・税制改正要請　【11 月】

・経済団体との意見交換　【11 月】

・国に対する緊急的な提言等　【随時】

## ２　関係団体との連携

（１）指定都市市長会との連携

・二市長会連携担当市長会議　【8 月】＜担当市＞

・会長・連携担当市長会議　【11 月】＜会長市・担当市＞

・二市長会連携事業職員勉強会　【1 回程度開催】

（２）全国市長会等との連携　【随時】

※ ＜　　＞で出席市等を記載している会議以外は全市対象

※ 開催地の記載のない行事は全て東京開催

**【令和９年度　主な会議等の予定】**

| | 市長出席会議等 |
|---|---|
| 4 月 | |
| 5 月 | 【25 日（火)】<br>●プロジェクト会議（幹事市・構成市）<br>●役員市長会議（役員市）<br>●総会（全市長）<br>●記者会見（役員市）<br>●提言活動（役員市・担当市） |
| 6 月 | |
| 7 月 | |
| 8 月 | 【日程調整中】<br>●総務大臣と中核市市長との懇談会（役員市・発言市等）<br>●中核市市長会議（全市長）<br>●プロジェクト会議（幹事市・構成市）<br>●「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」世話役議員との懇談会（役員市・担当市） |
| 9 月 | |
| 10 月 | 【21 日（木)、22 日（金）in 松本】<br>●中核市サミット 2027in 松本（全市長）<br>●プロジェクト会議（幹事市・構成市）<br>●中核市市長会議（全市長） |
| 11 月 | 【日程調整中】<br>●「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」勉強会（全市長）<br>●税制改正・プロジェクト提言活動（役員市）<br>●経済団体との意見交換（役員市）<br>●二市長会会長・連携担当市長会議（担当市）<br>●二市長会共同提言活動（担当市） |
| 12 月 | |
| 1 月 | 【日程調整中】<br>●役員市長会議（役員市） |
| 2 月 | |
| 3 月 | |

【議事（９）】

# 「中核市サミット２０２７ｉｎ松本」の開催について

開 催 日　　令和９年１０月２１日（木）～２２日（金）
開催場所　　まつもと市民芸術館（長野県松本市深志３-１０-１）
開催内容（案）

| 日程 | 内容 |
|---|---|
| １０月２１日<br>（木） | ○プロジェクト会議<br>○中核市サミット<br>・基調講演、パネルディスカッションほか<br>○レセプション |
| １０月２２日<br>（金） | ○中核市市長会議<br>○行政視察 |







豊かさと幸せに挑み続ける
三ガク都（岳都・楽都・学都）

【議事（１０）】

# 令和９年度　役員就任の意志確認について

## １　役員候補者の選出について

（１）令和９年総会をもって任期満了を迎える役員

| 地域ブロック | 役職 | 令和８年度 |
|---|---|---|
| ― | 会長 | 豊中市長 |
| 近畿 | 副会長 | 姫路市長 |
| 九州 | 副会長 | 鹿児島市長 |
| 北海道・東北 | 監事 | 旭川市長 |
| 北信越・東海 | 監事 | 一宮市長 |

（２）選出方法

会員市に、役員への就任意志にかかる照会を実施し、別紙資料「中核市市長会役員候補者の選出にかかる申し合わせ」に基づき候補者を選出。

## ２　今後のスケジュール

会長とその他役員で時期を分けて以下のとおり照会を実施。

| 役員 | 照会時期 | 候補者内定※ |
|---|---|---|
| 会長 | １０月１９日～１１月６日 | １１月中旬 |
| 役員 | １１月９日～１１月２７日 | １２月上旬 |

※令和９年度総会にて承認後に役員就任

別紙

# 中核市市長会役員候補者の選出に関する申し合わせ

平成 28 年 8 月 10 日決定
平成 31 年 4 月 8 日改正

## 1. 目的

本申し合わせは、中核市市長会規約第４条第２項の規定に基づき、市長会議において役員を選任するにあたり、その候補者を選出する手続を定めることを目的とする。

## 2. 役員の構成

(1)会長は、地域ブロックにかかわらず、会員市長の中から１名を選出するものとする。

(2)会長以外の役員は、次の地域ブロックから１名ずつ選出するものとする。

① 北海道･東北ブロック
② 関東ブロック
③ 北信越･東海ブロック
④ 近畿ブロック
⑤ 中国･四国ブロック
⑥ 九州ブロック

(3)会長が必要と認めるときは、(2) の規定により選出する役員のほか、地域ブロックにかかわらず、会長推薦により２名以内を選出することができるものとする。

## 3. 役員就任の意志確認

(1) 毎年度、次に掲げる会員市長に対し、役員就任の意志確認を行うものとする。

① 会長の任期が次年度に満了となるとき　会長を除く全ての会員市長
② ①以外のとき　次年度に任期が満了となる役員の属する地域ブロックの会員市長（役員を除く。）

(2) 役員就任の意志確認において、会員市長は、次の事項を申し出る。

① 役員就任の意志の有無
② 役員就任の意志があるときは、希望する役職
③ 役員就任が困難な特別な事情があるときは、その事情

## 4. 会長の候補者の決定

(1) 会長就任の意志確認の結果、一の会員市長のみが会長就任の意志を示したときは、当該市長を会長の候補者に決定する。

(2) 会長就任の意志確認の結果、複数の会員市長が会長就任の意志を示したときは、役員市長会議において協議の上、会長の候補者を決定する。但し、役員市長会議においてその必要を認めるときは、全会員市長による推薦により決定する。

(3) 会長就任の意志確認の結果、会長就任の意志を示す会員市長がいなかったときは、役員市長会議において協議の上、会長の候補者を推薦し、当該推薦を受けた会員市長の同意を得て、会長の候補者に決定する。

(4) 会長の候補者が決定したときは、会長が速やかに会員市長に報告する。

## 5. 会長以外の役員候補者の決定

(1) 役員就任の意志確認の結果、地域ブロックにおいて一の会員市長のみが役員就任の意志を示したときは、当該市長を役員の候補者に決定する。

(2) 役員就任の意志確認の結果、地域ブロックにおいて複数の会員市長が役員就任の意志を示したときは、当該地域ブロック選出の役員の意見を踏まえ、役員市長会議（会長の候補者を決定したときは、当該候補者を含む。以下同じ。）において協議の上、役員の候補者を決定する。但し、役員市長会議においてその必要を認めるときは、当該地域ブロックの全会員市長による推薦により決定する。

(3) 役員就任の意志確認の結果、地域ブロックにおいて役員就任の意志を示す会員市長がいなかったときは、当該地域ブロック選出の役員の意見を踏まえ、役員市長会議において協議の上、役員の候補者を推薦し、当該推薦を受けた会員市長の同意を得て、役員の候補者に決定する。推薦にあたっては、次の事項を考慮するものとする。

① 役員就任の実績の有無

② 中核市への移行年度

③ 役員就任が困難な特別な事情の有無

(4) 地域ブロック選出による候補者以外に、会長又は会長の候補者が必要と認めるときは、役員の候補者を推薦し、当該推薦を受けた会員市長の同意を得て、役員の候補者に決定することができる。

(5) 副会長又は監事の別は、候補者の就任意志等を考慮し、会長が決定する。但し、会長の候補者を決定したときは、会長は会長の候補者と協議の上、決定するものとする。

(6) 副会長及び監事の候補者が決定したときは、会長が速やかに会員市長に報告する。

## 6. その他

(1) 本申し合わせに定めるもののほか、役員の候補者の選出に関し必要な事項については、役員市長会議において協議の上、定めるものとする。

(2) 役員市長会議を開催するいとまがないときは、書面等による協議を行うものとする。

(3) 本申し合わせは、会員市長の増加及び役員の候補者の選出の状況を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

【議事（１０）】

# 令和１０年度中核市サミット開催希望調査について

## １　中核市サミット開催市の決定スケジュールについて

１１月上旬～１２月上旬　：　開催希望調査実施

１２月中旬　：　開催決定通知発出

※別紙資料「中核市サミット開催市の決定方法」に基づき決定

## ２　開催実績

| 年度 | 開催市 |
|---|---|
| H8 | 堺　市 |
| H9 | 静岡市 |
| H10 | 熊本市 |
| H11 | 新潟市 |
| H12 | 姫路市 |
| H13 | 豊田市 |
| H14 | 長崎市 |
| H15 | 高知市 |
| H16 | 宮崎市 |
| H17 | 豊橋市 |
| H18 | 岐阜市 |

| 年度 | 開催市 |
|---|---|
| H19 | 横須賀市 |
| H20 | 福山市 |
| H21 | 松山市 |
| H22 | 郡山市 |
| H23 | 和歌山市 |
| H24 | 青森市 |
| H25 | 下関市 |
| H26 | 高松市 |
| H27 | 前橋市 |
| H28 | いわき市 |
| H29 | 鹿児島市 |

| 年度 | 開催市 |
|---|---|
| H30 | 倉敷市(中止) |
| H31(R1) | 長野市(中止) |
| R2 | 倉敷市 |
| R3 | 松山市(2 回目) |
| R4 | 豊田市(2 回目) |
| R5 | 宇都宮市 |
| R6 | 秋田市 |
| R7 | 福井市 |
| R8 | 旭川市 |
| R9 | 松本市 |
| R10 | **未定** |

・H30、H31(R1)のサミットは災害のため中止

別紙

中核市サミット開催市の決定方法について

1　開催市は、開催の前々年度に、開催希望調査を実施して決定する。

2　開催希望調査は全会員市を対象に実施し、当該年度の開催を希望する市が１市のみであった場合はその市に決定し、開催希望が複数市ある場合は以下により決定する。

（1）未開催市を優先する。この場合、さらに同一地域ブロック内の連続開催とならない開催希望を優先する。

（2）（1）において開催市が決定しない場合は、中核市市長会東京事務所において抽選を行う。

3　開催を希望する市がない場合は、過去の経緯等を踏まえ、役員市が調整する。

（平成１８年３月２４日　　事務局制定）
（令和２年１１月１７日　事務局一部改正）

# 大規模災害における
# 被災市区町村への中長期職員派遣について

令和８年１０月３０日（金）

総務省　自治行政局　公務員部　応援派遣室



総 務 省

# １．令和８年度の被災市区町村への中長期職員派遣について

令和８年度における被災市区町村への中長期の職員派遣について、中核市市長会の御理解と御協力を賜り、下表のとおり、中核市から被災市町に対し職員派遣をいただきました。心より感謝申し上げます。

| 派遣先 | | 派遣元 |
|---|---|---|
| 福島県 | 南相馬市 | 枚方市 |
| | 富岡町 | 青森市、川口市 |
| | 浪江町 | いわき市、柏市 |
| 富山県 | 高岡市 | 一宮市 |
| | 射水市 | 長野市 |
| 石川県 | 金沢市 | 八王子市、岡崎市、高松市 |
| | 七尾市 | 旭川市、船橋市、福井市、豊中市 |
| | 輪島市 | 金沢市、福井市、岐阜市、豊橋市、吹田市、明石市、呉市、福山市 |
| | 珠洲市 | 函館市、高崎市、福井市、長野市、松江市、倉敷市、長崎市 |
| | かほく市 | 八戸市 |
| | 中能登町 | 豊橋市 |
| | 穴水町 | 岡崎市 |
| | 能登町 | 豊田市 |
| 熊本県 | 熊本市 | 宮崎市 |
| | 美里町 | 松山市 |

# ２．総務省スキームと
# 技術職員派遣制度について

# 被災地方公共団体に対する地方公共団体職員の中長期派遣

○大規模災害の発災後の**被災地方公共団体の復旧・復興事業の支援**のため、派遣調整の上、当該被災地方公共団体に対し、**全国の地方公共団体から職員を中長期派遣**
（総務省が地方三団体（全国知事会・全国市長会・全国町村会）・指定都市市長会等の協力を得ながら派遣調整）

外部委託や事務事業の見直し等

**中長期の復旧・復興事業の実施に必要な人員**

《需要》

**被災市区町村等**

**未充足**

- 現在の職員
- 任期付職員等の採用
- 被災都道府県庁の職員の派遣
- 災害時応援協定等による派遣　等

《確保》

**派遣依頼**

**職員派遣**

技術職員　一般事務等職員

**都道府県・市区町村**

【第１段階の派遣調整】
**被災都道府県内の市区町村から派遣**

↓ 未充足あり

【第２段階の派遣調整】
**被災地域ブロック内の地方公共団体から派遣**

↓ 未充足あり

【第３段階の派遣調整】
**全国の地方公共団体から派遣**

派遣先自治体が負担する受入れに要する経費（給料・各種手当等）について特別交付税措置（実績額の８割。震災復興特別交付税は10割）

○**技術職員の確保**のため**「復旧・復興支援　技術職員派遣制度」**を運用（令和２年度～）　**都道府県**等が
**平時**：①技術職員を確保　②技術職員不足の市区町村を支援　③中長期派遣対応人数を事前登録
**大規模災害時**：④この人数を基に派遣調整し、技術職員を被災市区町村等に中長期派遣

**都道府県等**

技術職員を確保

【平時】技術職員数を事前登録

**中長期派遣対応技術職員数**

【大規模災害時】事前登録数を基に派遣調整の上技術職員を中長期派遣

**被災市区町村等**

【平時】技術職員不足の市区町村を支援

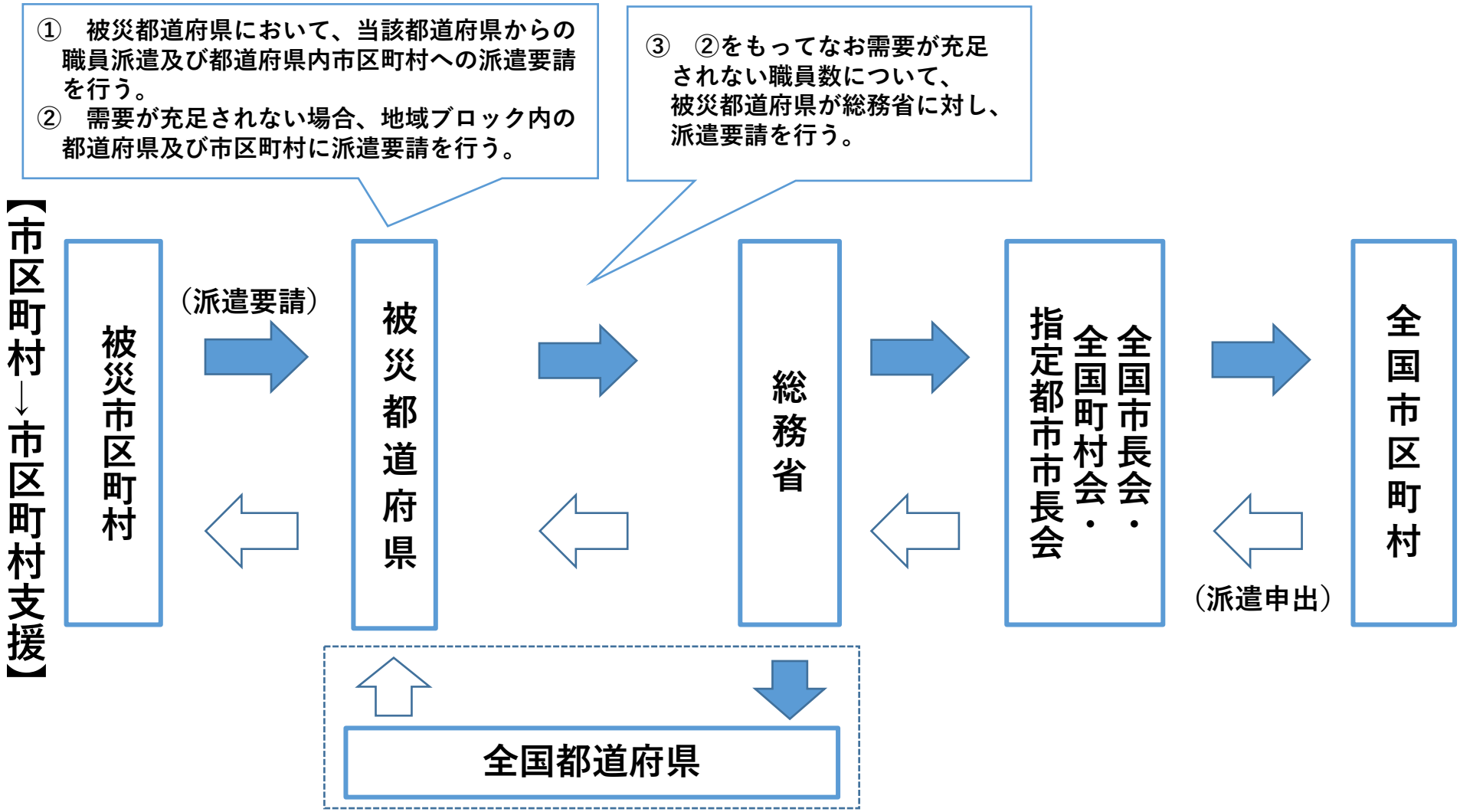
**市区町村**

一定の要件を満たす技術職員の人件費に対して地方交付税措置

※技術職員：土木・建築・農業土木・林業の技師

# 総務省・全国市長会・全国町村会・指定都市市長会による被災市区町村に対する中長期の職員派遣制度

○　大規模災害からの復旧・復興に必要な、被災市区町村に対する中長期の職員派遣については、全国市長会・全国町村会・指定都市市長会の協力を得て、全国の地方公共団体に対して派遣を要請

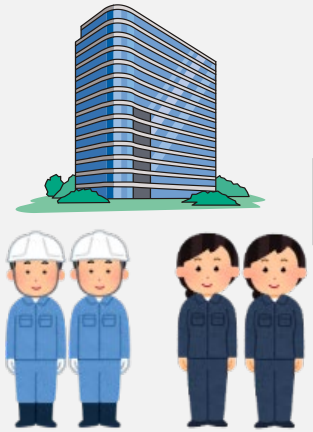


# 復旧・復興支援 技術職員派遣制度（令和２年度～）

○　都道府県等※1が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時に復旧・復興事業に従事する技術職員を中長期派遣するため、令和２年度から「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を創設。

○　本制度に係る技術職員の人件費について、一定の要件の下で地方交付税措置を講じている。

都道府県等



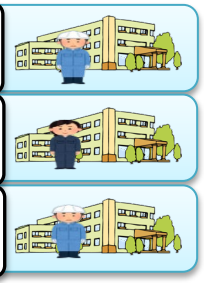
**技術職員（土木技師・建築技師・農業土木技師・林業技師）を都道府県等で確保**

## （A）平時に、技術職員不足の市町村支援

都道府県等が、
市町村支援業務のための技術職員を配置

（平時）
市町村支援

A市
B町
C村



・災害査定・復旧事業
・公共施設管理・点検
　発注業務
　等

## （B）技術職員数の事前登録、大規模災害時※2に派遣

中長期派遣対応技術職員数を事前登録。この数を基に
地方三団体及び指定都市市長会とともに派遣調整

技術職員数を
事前登録

中長期派遣対応
技術職員

（大規模災害時※2）
派　遣

被災市町村等

## 地方交付税措置

・市町村支援業務に従事する技術職員数
・中長期派遣可能な技術職員数

のいずれか小さい方の職員数に係る人件費について普通交付税措置
（市町村については特別交付税措置）

※令和５年度から地方交付税措置の要件を緩和（増員された技術職員数の範囲内という要件を廃止）

上記の要件緩和に併せて、以下の項目を内容とする「技術職員確保計画」の策定を要請
・令和10年度までの技術職員確保の具体的な数値目標
・技術職員確保の具体的な取組

※1 市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を確保・配置する市町村を含む。
※2 令和2年4月1日以降に発生した著しく異常かつ激甚な非常災害が派遣対象（非常災害（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号））や特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号））の指定の状況等を勘案）。

# ３．令和８年熊本地震に係る年度途中の中長期職員派遣のお願い

# 令和８年熊本地震に係る令和８年度途中の中長期の職員派遣要望について

○　令和８年７月２８日に発生した令和８年熊本地震に関し、熊本県内市町に令和８年度途中の派遣要望調査を実施。（令和８年８月１７日付け総行派第６７号応援派遣室長通知）

【スケジュール】

復旧・復興支援 技術職員派遣制度による派遣調整：

９月上旬　　制度に基づく派遣調整開始

１０月１日　派遣決定

その他一般事務等の派遣調整：

９月７日　全国の地方公共団体へ派遣申出依頼を発出

９月１８日　１次締切（その後も随時募集を継続）

※ **このほか、下水道の要望については下水道担当課へ別途ご依頼していますので、併せてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。**

**年度途中のお願いとなり大変恐縮ですが、被災市区町村の窮状を御理解いただき、積極的な派遣申出をお願いいたします。**

# ４．概数調査の結果について

# 令和９年度の被災市区町村に対する中長期職員派遣概数調査の結果①

## 概数調査の結果概要

○　被災市区町村に対し中長期職員派遣概数調査を実施。
（令和８年６月２５日付け総行派第５８号応援派遣室長通知、令和８年７月２４日締切）

○　概数調査の結果概要（詳細は次ページ参照）

**要望市区町村　　２４市町村（５県）**
**全国への職員派遣要望予定人数　３６８名**
**（技術職員２６９名、一般事務等９９名）**

○　正式な職員派遣要望調査は１０月、職員派遣依頼は１１月の予定。

○　各地方公共団体におかれては、**被災市区町村の窮状を御理解いただき、令和９年度も引き続き、職員派遣の御検討をお願いいたします。**

※　上記の全国への職員派遣要望予定人数は、令和８年６月末時点の状況であるため、７月以降の災害発生状況に加えて、今後被災市区町村における職員採用等による独自の職員確保や、被災都道府県内又は被災都道府県が属する地域ブロック内からの派遣による職員確保等の調整の結果により、変更となる可能性があります。
※　今回の概数調査では令和８年熊本地震に係る中長期派遣要望は含まれておりません。

# 令和９年度の被災市区町村に対する中長期職員派遣概数調査の結果②

## 職種別要望内訳

| 職種名 | R9人数※1 | R8人数※2 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 技術職員（４業種） | ２６９名 | ２８０名 | ▲１１名 |
| － 土木 | １４４名 | １５０名 | ▲6名 |
| － 建築 | ５５名 | ４９名 | ＋6名 |
| － 農業土木 | ４９名 | ５５名 | ▲6名 |
| － 林業 | ２１名 | ２６名 | ▲5名 |
| 一般事務等 | ９９名 | １２９名 | ▲３０名 |
| 合計 | ３６８名 | ４０９名 | ▲４１名 |

※１　上記の全国への職員派遣要望予定人数は、令和８年６月末時点の状況であるため、７月以降の災害の発生状況に加えて、今後被災市区町村における職員採用等による独自の職員確保や、被災都道府県内又は被災都道府県が属する地域ブロック内からの派遣による職員確保等の調整の結果により、変更となる可能性がある。

※２　令和６年11月18日付け総行派第51号公務員部長通知「令和８年度における被災市区町村に対する中長期の職員派遣等について（依頼）」時点。

※３　上記要望予定人数のほか、令和６年能登半島地震に係る被災市町から上下水道に係る要望予定人数71名がある。今後、関係省庁等から各地方公共団体の事業担当課宛てに中長期派遣について協力依頼がなされる予定。

# 令和９年度の被災市区町村に対する中長期職員派遣に係るスケジュール（予定）

